

平成 27 年度第 3 回
滋賀県大規模小売店舗立地審議会

日 時 平成 27 年 (2015 年) 11 月 6 日 (金)

14 : 28 ~ 16 : 29

場 所 滋賀県庁北新館 5-B 会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(仮称) マナビインテリアハーツ草津店 (法第 5 条 1 項 新設)

(仮称) ドラッグコスモス夏見店 (法第 5 条第 1 項 新設)

3. その他

4. 閉会

[午後 2時28分 開会]

1 開 会

(挨拶 記録省略)

2 議 題

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(事務局説明 記録省略)

○会長：はい、ありがとうございました。

それでは、事務局の説明がありましたけども、これまでの説明で、何か質問等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：マナベの方ですけれども、立地をするのが市街化調整区域ということですが、この草津守山線の道路沿いの他にも、大型商業施設が多数立地をしているようですが、ここは地区計画とか開発が可能な要件があるのでしょうか。調整区域なんですけど、こういった大型店に関しては進んでいるように思うのですが、それは地区計画等の設定とかあるのでしょうか。

○事務局：草津市に確認しましたところ、こちらの地区は商業・業務施設立地区域と定められておりまして、市街化調整区域でも、その区域に入る開発につきましては立地可能ということになっております。

今回、マナベインテリアハーツさんについても、区域内ですので立地しているところでございます。

○事務局：ここの部分につきましては、都市計画法に基づいたものでございます。

○委員：ここの道路沿いを、積極的に商業施設なり住宅地内に開発を進めているところと
いうことですか。

○事務局：草津守山線が広域な幹線道路になりますので、そういう意味で、こちらのエリアの開発を進めていこうとして区域を指定しているというのは草津市のほうから確認しております。

○委員：今のところで、敷地の南側のポイント a の店舗建設予定地というところは、今回のマナベさんの敷地とは関係なくということですか。エリアとしてどこまでが今回対象のエリアなのでしょうか。

○事務局：南側も今回の届出の敷地の区域に入っております。基本的に大規模小売店舗立地法におきましては、特に物理的に区分されずに整備されている土地については、一体の土地として扱うというふうになっており、この敷地は建設未定ということでございますけれども、区域としては取り込んで届出がされているというところでございます。

○委員：ガソリンスタンドが既に設置をされていて、今回、北側の方にマナベが出店されて、今後、南側の方にも何らかの店舗出店の可能性がある訳ですね。

○事務局：可能性はございます。

○委員：はい。

○委員：すみません。記憶が定かでないんですが、今のお話のところは既に何か建物が立ちつつある形だったと思うのですが、何に使われる予定というのは聞いておられないですか。

○事務局：こちらの予定地となっているところにつきましては、10月中旬に現地の方を調査させていただきましたけれども、これから開発が進むような感じではなかったです。

○委員：割と頻繁に通るのですが、予定地のところにも何か建っていたような気がするのです。あと、北側の田のマークになっているEのところも、造成されていたように思うのです。

○事務局：現地調査に行ったときには、E地点につきましては造成が始まっているところでして、工事中ですという看板、それから施工業者はここですというような形の看板は立っておりました。これも草津市に確認したときには、予定がはっきりとは言えませんという話をいただきました。小売店舗という話は聞いているのですが、何が入ってくるか、はっきりとはお聞きできていない状況でございます。

もう一点、今回の敷地内の話につきましては、現地調査のときには、看板も立っておりませんでした。

○委員：はい。

○会長：よろしいですか。

○事務局：審議会が終わった後に事業者を確認しまして、今後の計画があるようでしたら、場合によっては変更届ということの可能性がございますので、確認をさせていただきたいと思います。

○会長：はい。

よろしいでしょうか。

○委員：はい。

すみません。もう1点、ドラッグコスモスの方ですけど、周辺に工場がたくさん立地をしているところのようですが、何系の工場というのは把握されていますか。どういった系列の工場が周辺に立地をしているのかなと思ひまして、分かればで、結構です。

○事務局：現地を見てまいりましたが、どういうものがあるかということをしかりした記憶ができていませんが、運送業をやっているところがありました。

○事務局：国道1号の反対側、裏側はそのような工場だったと思ひますけれども、ちょっと記憶が定かではございません。

○委員：計画地は、前の利用状況は何だったかというのは分かるのですか。

○事務局：もともとはコンビニが建っていたところで、あとは駐車場として使われていたところが、今回ドラッグコスモス夏見店さんという形になっているところでございます。

○会長：はい。

よろしいでしょうか。

他、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：必要駐車台数の計算というのは、何か計算式みたいなものがあって計算されているものですか。お話が最初にあったので、必要台数はこうですけど、あまりたくさんないから、少なくしていますよということだったのですが、必要駐車台数の意味というのが何を基準に計算してあるのかなというのが、よく分からないのです。

○事務局：経済産業省告示の「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」というのがございまして、その指針の中に具体的な計算式なり係数というのが定まっております、基本的にはそれに当てはめて、指針に基づく必要台数というのを算出いたします。それが基本でございます。

ただ、その指針の中にも、特別の事情により各表の表す、今申し上げた計算式の係数に示す値、もしくはその算出式によることが適当でない場合、これにつきましては、既存類似店のデータとその根拠を明確に示して、他の方法で算出することができると。こういうふう指針の方で示されておりまして、その具体的なものとしまして、一つが大きな家具を主として扱う家具店というのが挙げられてございます。

○会長：よろしいですか。

他、ございませんでしょうか。

よろしければ、説明に入っていきたいと思います。

それでは、まず（仮称）マナビインテリアハーツ草津店の建物設置者からの説明をお願いしたいと思います。

（仮称）マナビインテリアハーツ草津店

○会長：本日はお疲れさまです。

それでは、（仮称）マナビインテリアハーツ草津店の新設届出について、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、10分程度でお願いしたいと思います。

○設置者：それでは、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に、簡単に説明させていただきます。

まず、届出書の別添図面2と3を御覧ください。

本計画は草津市駒井沢町地先、主要地方道草津守山線バイパス、いわゆる湖南幹線と呼んでおります道路ですが、そちらに面しました面積約1万2,000平方メートルの敷地に、鉄骨造3階建て、売り場面積約6,000平方メートルの家具・インテリア雑貨の専門店を出店するものでございます。

敷地の前面、西側になりますけれども、こちらは湖南幹線を挟んでの地、それから北側と南側は市道を挟んでの地、東側は既存の戸建て住宅地に面してございます。北側の農地は、この図では農地のままになっておりますけど、現在、別の開発工事が進められているところでございます。

実質的な店舗敷地は別添図面3で申しますと、この真ん中の構内通路より、駐車場②より右側の部分ですけれども、開発区域としましては、この図の全体、既設のガソリン

スタンドと、それから南端の未利用地も含めまして、この一帯の敷地になってございますので、全体での届出になってございます。

したがいまして、駐車場への出入口の①②③④⑤と5カ所あることになるのですがけれども、実質的な当店舗への出入口は、出入口①と②の2カ所でございます。この出入口の①②を設けます市道駒井沢20号線は、この図で言うと、下の住宅地に突き当たって行き止まりになってございますので、実質的には湖南幹線から当店舗への専用の乗入口というような形になっております。

来店車両が出入口③とか、それから北側の市道栗東小平井線から搬入車両の出入口がございませけれども、こちらの方に迷い込んでこられることがありませんように、本日、追加で資料をお配りさせていただいております。建物の立面図の次に施設の平面図がございまして、それから後ろに写真があると思っておりますけれども、この施設平面図のところ、要所、要所に看板を立てる位置とか看板が表示されていると思っておりますけれども、一つは駐車場②の湖南幹線に面しました角のところ、一番よく見えるところに大きな案内看板を設置してございます。

それから、別添図面3では、駐車場②とガソリンスタンドの間には何も仕切りがない絵になっておりますけれども、現在、駐車場②と構内道路の境目のところに車が通れる出入口は開けているんですけれども、ネットフェンスを設置してございます。

この構内通路は消防用の通路でございまして、出入口③を閉鎖してしまうという訳にはいかないのですがけれども、今申しましたように、御来店のお客様に対しましては、案内看板で出入口①、②の方に確実に入っていただくように、それから、お帰りのお客様に対しましても、今申しましたフェンスに少し看板などを設置するなどしまして、こちらの方をお帰り口として利用されないようにというような御案内をして、出入口③が当店舗の来店・退店車両にできるだけ利用されることのないような運用をする方針でございます。

それから、搬入車両専用出入口は、追加資料でお配りしました写真でも見えると思うのですがけれども、通行時以外はチェーン張りで閉鎖いたします。それから、今の写真にはまだ写っていないと思っておりますけれども、搬入車両専用出入口という看板を設置しております。

駐車場は店舗建物1階のピロティ部分に駐車場①として、別添図面4のとおり、70台、それから屋外の駐車場に59台の合計129台でございます。届出書の3ページに記載いたしましたように、いわゆる指針計算式による必要駐車台数は322台と算定されますが、当店舗は大型家具を扱う専門店でございますので、店舗面積に比べて来店客数が少ないという特性がございますので、届出書の4ページに記載させていただきましたとおり、当店舗の立地条件や規模、売り場構成が類似した既設店舗の実績データに基づいて必要駐車台数を算定いたしました。

営業時間は午前10時から午後8時まで、商品の搬入荷さばきは午前8時から午後10時までの時間帯で行い、夜間・早朝の作業は行いません。営業時間外は出入口をチェーン等により封鎖いたします。

次に、交通対策の関係ですけれども、別添図面1を御覧ください。

商圈としまして別添図面1のとおり、店舗中心に半径約5キロメートルの範囲を想定してございまして、8つのエリアに分けて来退店経路を想定いたしました。前面の草津守山線バイパスは中央分離帯で分離されておりますので、南のエリア5とか6とか、こちら方面からの来店者は、途中で一本東側の大江霊仙寺線へ迂回して、それで別添図面2に表示されておりますけれども、霊仙寺5丁目交差点からNo.2の駒井沢東交差点を左折して来店するものといたしました。退店経路はすべて草津守山線バイパスを左折しまして、その先は、もと来た方向になるべく無理のないルートで戻るというふうに想定いたしました。

それに基づきまして、来店・退店車両の集中する別添図面2の3カ所の交差点で交通量調査を実施いたしまして、交通量予測と交差点解析を行いました。

その結果を届出書の6ページから8ページに記載しているのをごさいますけれども、その届出書の交通量予測の数値に一部間違いがございまして、その修正のページも、本日、追加でお配りさせていただいています。申し訳ございません。ただ、予測結果としましては、各交差点の需要率の数字で言いますと、小数第3位の数値が少し変化する程度でございまして、開店後も需要率が0.9を下回って、来退店車両の増加を考慮しても交通量をさばくことができ、評価としては変わりございません。

No.1交差点は、現状の信号現示では左折・直進車線の交通容量比が1を超えてしまいますけれども、No.1交差点を含めまして、栗東志那中線とか草津守山線の主な交差点は

県警本部の交通管制センターで集中制御が行われており、交通量に応じた適切な制御を行っていただけるものと考えております。

なお、来退店経路につきましては、新聞折り込みの販促チラシに掲載して、周知を図ります。また、オープン時やその後の繁忙時には、駐車場の出入口付近に誘導員を配置しまして、来退店車両の円滑な通行を図ります他、開店後に周辺道路の交通状況について何らかの問題が生じた場合には、所轄警察署とか関係機関と協議の上、必要な対策を講じさせていただきます。特に、店舗の前の農道とかございまして、それから裏の住宅地の生活道路、そういうところに来退店車両が進入しないように、市道栗東小平井線の住宅地との境目のところには、「生活道路につき進入禁止」の看板を設置しておりますし、その他、店内のホールに啓発と申しますか、そういうお願いの掲示を行う予定でございます。

周辺地域への騒音の影響につきましては、届出書の9ページに記載しましたとおりでございます。別添図面7のAからEのいずれの地点におきましても、昼間、夜間ともに騒音の環境基準を下回っておりまして、aからeの地点でも夜間の最大値は騒音の規制基準を下回るというような結果になってございまして、騒音に関しまして、周辺の住民の皆様にご迷惑をおかけする心配はないというふうに考えております。

しかしながら、当店舗の場合は、荷さばき施設や廃棄物保管施設がちょうど裏の住宅地に面する位置にございますので、不用意な騒音が発生することのないよう、作業時間の遵守や従業員の騒音防止意識を徹底いたします。万一、開店後に、近隣の住民の皆様から騒音に係る苦情等が出た場合には誠実に対応し、状況を確認した上で適切な対応策を講じさせていただきます。

それから、景観につきまして、建物の外観はシンプルなライトグレーを基調としまして、一部に当社のシンボルカラーであります赤を使用したデザインといたしました。壁面の看板や広告塔を含めて、事前に草津市都市計画課さまと協議を行い、御了解をいただいた結果のデザインでございます。

以上、簡単に説明させていただきました。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○会長：はい、ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。

(仮称) マナビインテリアハーツ草津店に関する質問は、すべてこの場でお願いできればと思います。

はい、どうぞ。

○委員：騒音についてお尋ねしたいと思います。すべて基準をクリアしているということで、いいかと思うのですけれども、この近くの住宅で3階建てと4階建ての住宅がございいますが、予測されたのは1階と2階だけですが、その辺はいかがでしょうか。3階、4階のあたりへの影響というのは、どのようにお考えでしょうか。

○設置者：一応検討したのでございますけれども、4階建てといたしますのは、この裏の住宅地の一角と、通りを挟んだ離れた位置にある中、そのような建物がございまして、そちらのことでよろしかったのですか。

○委員：今日いただいた資料の9ページに、3階建て住宅、4階建て住宅と書いてございますね。

○事務局：2階建て住宅の間違いで、資料のミスでございます。

○委員：資料のミスですか。

○事務局：はい。申し訳ございません。

○委員：はい、分かりました。

じゃ、3階建てと記載されているものも2階建てですか。

○設置者：はい。このC、Dに面します位置は、普通の2階建ての住宅でございます。

○委員：そうですか。分かりました。

○会長：よろしいですか。資料の間違いがありました。

他、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：南側の店舗建設予定地と図面にはあるのですが、記憶が定かじゃないのですが、何か工事をされていたように思うのですが、これは何も決まってないのですか。

○会長：別添図面3の南側というか。

○委員：はい。店舗建設予定地と図面上はあるのですが。

○設置者：まだ計画は分かりません。

○委員：そうですか。

すみません。もう1つ、ここの道路は歩道の幅も農道の幅も結構ありまして、草津守山線に車両が出てくる、入るのも結構危ない感じがするのです。自転車の通行とかも結構あるので、その辺は何か対策を考えられていますか。

○設置者：草津守山線から店舗の方に入ってこられる車に対する、対策ですか。

○委員：とか、出ていかれる場合も、同じところからですよ。

○設置者：はい。今日の追加資料の施設配置図を御覧いただけるといいと思うのですが、この図で言いますと、②の位置に、歩道および農道の通行は御遠慮くださいという趣旨の看板、これは両側から見える向きに付いてございます。これの意図は、市道の方から出てこられる、あるいは間違っって市道に入られた方が、もう一回、湖南幹線に戻らないで、近道をしてお店に入ろうとか、そういうことのないように、その意味で、こういう看板で誘導しようとしてございます。

○委員：すみません。基本的には出入口①と②が主な出入口ですね。

○設置者：そうです。

○委員：それで、市道駒井沢20号線というところに、結局、草津守山線から入られるということですよ。ということは、出る場合も、今の市道駒井沢20号線というところから、左折で出るということですよ。

○設置者：そうです。

○委員：その場合、どちらにしても、農道、歩道は絶対通過するじゃないですか。

○設置者：そうですね。

○委員：ここは割と自転車とか結構なスピードで走ったりするのです。なので、ちょっと危ないなという気はするのですが、そういう面で何か対策を考えておられますかという事をお伺いしたいのです。

○設置者：当然、オープンにはたくさんの人に来ていただけると信じております。その場合、今の道路は大変危険ですので、ガードマンとか警備員の方、駐車場を含めて五、六名を予定しております。

そして、本当に多いときになりましたら、土曜日、日曜日、祝日等にもガードマンを五、六名は、多い間はずっとつけていく予定ですが、ちょっと落ち着いてきました場合、3名とかに減らしてつけていくという予定にはしております。

○委員：基本的には運転する方が気をつけないといけないと思うのです。つまり、車道に出るまでに結構な距離があるので、そこを勢いよく出てこられたりすると危ないと思うのです。

なので、今のお話ですと、基本的には警備の方がつかれるということですか。

○設置者：はい。

○委員：はい。

○会長：はい、どうぞ。

○委員：今の委員の御発言に関連して、一つは通学の中高生の朝夕の自転車があります。

これはもし調査していなければ、一度オープンまでに、通学の中高生が、主には多分、草津方面から守山に行って、夕方は守山の方から草津に戻ってくる自転車が多いはずですが、そういう実態等も見ていただいた上で、慎重な交通安全対策を御検討いただければと思います。

○会長：今のことに関連すると、小学校の通学路ですが、中学校、高校の通学路にはなっていないんだけど、実際には結構な交通量があるということで、その辺は十分配慮していただきたいということですかね。

○委員：はい。

○会長：他に、ありませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：追加資料でいただいた方で、2枚目に平面図があって、こういった案内看板を置きますという情報があるのですが、店舗へ出入りできる道としては、市道駒井沢20号線というところから、出入口①、②で駐車場へ入ることだったと思うのですが、ここから車が入る入口だというのは、大きな看板なりというのは今、示されているもの以外にあるのでしょうか。

ここが車の出入口だというような案内は、どのように表示をされるのでしょうか。

○設置者：それは、今の平面図で申しますと、1番の左折のみの看板のすぐ下に広告塔というのがございますけれど、これが大きな案内看板でございます。追加資料の次に写真に写っていると思います。その看板がこの位置に立つと。

○委員：あと、すみません。

先ほどガードマンのお話があったのですが、それは道への出入りについてのガードマンのお話だったと思うのですが、駐車場の中での誘導とか、駐車場①とか駐車場②ですか、そちらへの誘導等にも、ガードマンの方がつかれるということでもよろしかったでしょうか。

○設置者：ピロティの中に、もう1人ぐらいですね。安全確保のため、出入口の所にやっぱり二、三名必要だと思うのです。その五、六名というところだと、残りの方が、いろんな駐車場の案内をされるところに回っていただくような予定になっております。それで、人数の方を五、六名という予定でさせていただいております。

○委員：すみません、あと1点。

別添図面1の広域の位置図で、どういった方面から来店されるかという経路が書かれているのですが、エリア6のあたりから青い線で来られる方は、草津守山線をそのまま真っすぐ来られるのではなくて、一回、回ってこられるということですが、そのまま右折では入れない状況だと思うので、広域的にここで曲がってくださいという何かしら案内看板などは出される予定があるのでしょうか。

○設置者：遠くから来られるお客様に対しては、誘導途中に看板という予定は、今のところはしておりません。ただ、今後、お客様の動向とかを見ました上で、もしそういった方がたくさんいらっしゃるようであれば、それには対処していくようにしていきたいとは思っております。

○会長：他は、ございませんでしょうか。

私の方からも参考に。

先ほど北側の農地の方を開発されていると、別の業者さんでしょうか。それは具体的に、どんな開発をされているのですか。

○設置者：情報の方は入っておりません。造成は随分前からされているのですが、何ができるのか具体的なことは。

○会長：そうですか。

それから、駐車台数の件ですが、今回3つの類似店舗を選んでいただいて、その中でいろんなパラメータを推定して、例えば駐車時間係数など長めのものをとるというふうに、安全側で設定をされているということですが、安全側といっても、似通

った数字の中で一番安全なものを選んでいくということで、台数的に言うと、ある意味、ぎりぎりの設定になっている気がするのですね。

指針をかなり下回っている訳だし、安全側といっても、ぎりぎりの設定だということで、もしかすると、駐車場があふれてしまう可能性があるような気がします。開業時なんかは特にそういう心配があるかと思うのですが、臨時駐車場の確保といったことは、どう考えておられますか。

○設置者：一番南側の空き地になってございます。ここは未舗装ですけども、オープン時の混雑時には、車を停めていただけるようなお話をさせていただいていますが、具体的に何か契約するとかいう話はございませんで、数字としては当然上げられませんが、そのぐらいの話をさせていただいています。

○会長：はい。例えば何台ぐらい。

○設置者：どう出入りするかという話もちよっとあるのですが、二、三十はとれるんじゃないかなと思いますけど。

○会長：二、三十ですか、はい、分かりました。

それぐらい、ある程度カバーできるかなと思いますね。

他に、御質問はないでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：地元からの意見ということで、草津市から廃棄物についての御意見がすごく多いように思うのですが、例えば「通い箱」を利用するとか、普通はそれを推進していくということですが、従来のお店では、そういうことはしておられないのですか。

○設置者：ごみの処理のことですか。

○委員：例えば、通い箱とかリターナブルコンテナとか、そういうのを利用して、ダンボールとかをあまり使わないような計画というふうに、こちらに書いておられますけども、それで十分の対策というふうに思っておられるのでしょうか。

○設置者：ダンボール等は台車に載せまして、リサイクルの方に取りに来ていただくようにしておりますし、ごみに関しましては処理業者と契約を結びまして、すべてお任せするような形でやっております。

ですから、リサイクル等もこちらの方では完全分別、草津市の指示に則って分別をしていき、あとはお任せするという形にはしております。

○委員：はい、分かりました。

○会長：私から、もう一回。

東側の方に住宅地が広がっていて、その中にも生活道路がいろいろと入ってきていますけども、もしかすると、その辺を通過して店舗にアクセスしようとする車が生じないとも限らないと思うのです。その対策というか、交通整理員を適切に配置していただいて対応するということかと思うのですけども、その辺はどうお考えでしょうか。

○設置者：おっしゃるとおり、こちらで確実に指定できるとは、正直、私どもも思っていないのですが、近隣の住宅の方に迷惑をかけないように、当然そこからは入れませんという表示はできます。店内の方の休憩コーナーとかの入口に、こちらの方は御迷惑になりますから、お通りにならないでいただきたいという要望を設置して、来店のお客様に促していくという形になるかと思えます。それは予定しております。

○会長：はい、そのあたりもぜひよろしくお願ひしたいと思います。

他、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：こちらの店舗では、従業員の方、パート、アルバイト等を含めて、大体どれぐらいの規模になる予定でしょうか。

○設置者：現在予定しております人数でいきますと、まず現地採用で社員が1名、パートが21名を予定しております。既存の社員を13名、計34名をマックスという形で考えております。

○委員：従業員の方の駐車場台数12台というのが確保されているのですけれども、今の働かれる人数に対して、従業員の方の台数は、もちろん近隣の方は自転車等を御利用かと思うのですが、試算としては、こちらで足りるということでしょうか。

○設置者：はい。現在のところはその予定でございます。

○会長：はい。その辺、十分確保できるように、よろしくお願ひします。

他、ございませんでしょうか。

それでは、他に質問がないようでしたら、建物設置者の方には御退席いただければと思います。どうもありがとうございました。

○設置者：ありがとうございました。

○事務局：先ほど委員から（仮称）ドラッグコスモス夏見店の計画地の周辺の工場のお話
がございましたけども、26ページを御覧いただきたいと思います。

店舗の西側はプラスチックフィルムをつくっている工場でございます。それから、裏
側が物流、斜めの方がこれも物流でございます。周辺は物流関係が結構多いというこ
とでございます。

（仮称）ドラッグコスモス夏見店

○会長：それでは続きまして、（仮称）ドラッグコスモス夏見店の建物設置者から説明を
お願いしたいと思います。

本日はお疲れさまです。

（仮称）ドラッグコスモス夏見店の新設届出について、周辺地域の生活環境への影響
と配慮事項を中心に、10分程度で説明をお願いしたいと思います。

○設置者：お手元に届出書一式と、今日の概要を書いた立地審議会の資料、さらに、別冊
で騒音予測の参考の資料とカラーの立面図もお渡ししていると思います。それらをもと
に説明の方を順次してまいりたいと思います。

まず、この大店立地法の届出書の表に書いてございますが、今回の建物の設置者、小
売業者はコスモス薬品でございます。コスモス薬品はドラッグストアでございまして、
滋賀県ではまだ1店舗もオープンしていないお店で、これが1号店になる予定でござい
ます。福岡の方に本社を持ってまして、西の方から徐々に東に向かって出店を進めて
いるところでございまして、京都には店舗をオープンしているところがございます。奈
良県も大店立地法の届出をしたところでございまして、一番東側では京都にお店が今あ
るというところでございます。そのお店を単独店で湖南市の方に建てたいというふう
に思っております。

場所の方でございますけども、広域見取図に記載がございます。真ん中に計画地を記
してございますけども、国道1号沿いでございます。国道1号のちょうど北側でござい
ます。事務局の方からも御説明があったかと思うので、詳細の説明は省きますけども、
もう1枚めくると、周辺見取図といった図面があるかと思えます。こちらを御覧いただ
ければと思います。

真ん中に計画地を斜線で示してございます。これが該当地でございます。この赤の線が用途地域の用途界ですけど、準工業地域になってございます。周辺は、水色でペイントされているものは事業所とか工場でございます。黄色でペイントされているものが民家に当たる部分でございます。下の赤くなっているところは店舗でございます。一応立地状況としましては、こういう立地状況で、国道1号の北側に土地を借りて、建物を建てるということになってございます。

建物の方でございますけども、もう1枚めくると建物配置図兼平面図というのがございます。こちらを御覧いただければと思います。

上が北になっていまして、南が国道1号です。野洲川が近くにあるところで、3面に道路が面している所に建物を建てます。建物は北側のちょっと広がっているところ、ここに平屋建てで建てます。斜線を入れているところが売り場でございます。1,728平米の売り場を有するものにしたいと思っています。

右側に「バックヤード」と書いていますけども、ここも建物の中でございまして、こちらは事務所とか倉庫になる部分です。建物の下に三角が振ってございますが、ここが風除室で、ここからお客さんが入って買い物をして、出て行くというふうになってございます。

前が平面自走式の駐車場になってございます。駐車台数は70台を確保させていただいています。必要駐車台数は、こちらの方の資料にも載ってございますが、69台になってございまして、それを満足するものを保有しているということになります。

出入口でございますが、出入口は国道側に1カ所、西側の市道にも1カ所と2カ所の出入口を設けたいというふうに考えております。

あと、荷さばきとごみの保管庫、柿色でペイントしているところが荷さばき施設でございます。ここから倉庫の中に荷物を入れたいと思っています。その横に青色でペイントをしているところが2カ所ございますけども、これは建物の中に廃棄物保管庫を2カ所設けたいというふうに考えております。

駐輪場は、ピンク色で記載しているところでございます。駐輪場は50台を設ける予定にしております。

配置計画は以上でございます。

では、ここに車がどれぐらい来るのかということでございますけども、車の方のお話につきましては、交通の報告書の方に計算表が載っております。交通の報告書の10ページに、必要駐車台数と発生交通量を計算した計算表が載っております。結果を言いますと、ピーク台数で104台、日台数で724台がここに来るんじゃないかという予測になります。これは立地法指針に基づく計算でございます。

どちらの方から、どれぐらい来るのかということでございますけども、交通の報告書をめくっていくと、A3判の広域見取り図があるかと思っております。これは2キロ圏内の世帯数を調べて、多い、少ない比率を出して、方面別の交通量を出したものでございます。もう1枚めくっていただくと、広域な図面がございます。これで案内経路を御説明させていただこうと思っております。

先ほども言いましたように、出入口が国道側と西側に1カ所ずつございます。この西の方から来る車につきましては、国道1号から入っていただくと。東の方から来る車につきましては、無信号の交差点ですけども、ここに右折レーンがございまして、ここで右折していただいて、西側から入っていただくというように考えておる次第でございます。帰っていく場合、東に帰る車はそのまま国道へ出ていただくと。西の方に帰っていただく車につきましては、市道から出ていただいて、西の交差点を經由して帰っていただくというような案内を考えております。

それぞれの計画地のすぐ東側の夏見東の交差点、あと夏見交差点、この2カ所で交通量調査を実施して、この104台を載せて混雑の計算をしております。飽和度計算をしたものは、交通の報告書の次のページに計算結果を載せてございます。一番高いところで0.569ということで、0.9を下回っているということで届出の方をさせていただいたという次第でございます。

交通に関する配慮事項でございますけども、この出入口にはオープン時とか繁忙時には整理員を置いて対応したいというふうに思っております。それ以外にも路面とか案内看板を立てまして、国道からの右折入出庫の禁止であるとか、一旦停止していただくような停止線であるとか、左右の安全確認の看板などを立てて、安全管理に努めたいというふうに考えている次第でございます。

続きまして、騒音のことでお話をさせていただきますけども、騒音の方は届出書ではなくて、今日お配りしている、右肩に（仮称）ドラッグコスモス夏見店参考資料と書い

たものがございます。こちらを御覧いただきたいと思います。これは届出書に付けているものと何が違うのかといいますと、e' 地点という1カ所、騒音最大値の予測する場所を増やしております。結果自体は一緒ですけども、e' というのがこちらは増えたものでございます。

一番後ろに音源の位置図を付けておりますけども、e' というのはどこかといいますと、東側でございます。こちらを1カ所増やしております。これはなぜ増やしているかといいますと、この影を書いておりますけども、民家でございます、この一番近いところでも予測したらどうだということで事務局の方から御指導をいただきまして、ここを追加しているということで見ただけならばというふうに思います。

今回、騒音の音源位置でございますけども、この中を走る車の走行音、荷さばきのトラックの音、下ろす音、そういったものも入れてございます。この走路に走らせている車は、1日当たりの車の台数すべてを走らせております。こっちに駐車台数があるから、その駐車台数分の比率を掛けるとか、そういうことはしていません。全車両が走るという考え方で予測をしています。

それと、音源につきましては固定騒音としまして、黄色で記載しているものがエアコンの室外機でございます。屋根上に配置を考えています。水色で記載しているRCと書いているものは、冷凍庫用の室外機でございます。冷凍庫用の室外機につきましては、24時間稼働になります。図面の右上のところに書いているのがキュービクルでございます。緑のFと書いているものが通常の換気扇でございます。

そういったものを音源として予測した結果が、別途資料の表に付けている表でございます。上が等価騒音レベル、下が夜間の騒音最大値の予測になってございます。等価騒音レベルを見ていただいたら分かるように、基準を下回る結果になっています。

最大値は基準を超えるところがございます。今回のお店は朝の10時から夜の10時までの営業時間で届出の方をさせていただいております、10時以降、お店が閉まってから出ていく車の音に関して基準を超えるところがございます。それはどこかといいますと、例えば出入口の横のa、d、そういったところでは基準を超えます。基準を超えるのですけども、一番近いところの民家まで行きますと、基準を超えないというような結果になってございまして、周辺環境の住居への影響は軽微ではないかというふうに

考えている次第でございます。その中に、先ほど言いましたe'も追加しまして、当然これも43デシベルと基準を超えませんというような結果になっております。

基準は超えないということではございますけども、オープン後、周辺の民家から何か苦情などがございましたら、当然誠意を持って、苦情の解決に向けた対策を考えていきたいというふうに思っておる次第でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

それ以外に、届出書の中に照明計画をちょっと記載させていただいております。照明計画でございますけども、黄色で丸をしているところに駐車場の照明を付けます。当然、下方照射にしまして、営業時間は10時でございますけども、10時を終われば消灯します。ただ、防犯灯の方はそれ以降も点灯するというので、届出書の中では点灯時間は日没から日の出までという記載をしておりますけども、それは防犯灯のみでございます。営業が終われば15分程度で、看板の方も駐車場の方もすべて消灯をするという計画になってございます。

あと、立面図をお渡ししているかと思えます。届出書に付いているのは白黒の立面図でございますけども、今日お配りしたカラーの立面図は色かげんがちょっと違うところもあるのですけども、ピンクがベースになって、こういったイメージになります。

この下の北立面と東立面は、印刷でちょっと緑っぽく出てはいますが、これはアイボリーでございます。白っぽい色のイメージでございます。これにつきましては、市の景観担当などと協議して、市の基準を守ったものということで進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますけども、説明の方を終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

○会長：はい、どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思えます。

(仮称) ドラッグコスモス夏見店に関する質問は、すべてこの場でお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

○委員：今の説明で、緑っぽいのがアイボリーというふうにおっしゃいましたけれど、このピンクについては、これに近い色でしょうか。それとも、もっと鮮やかな色とか。

○設置者：それに近いと思えます。

○委員：といたしますのは、これは平屋建てですけど、長さというか、建物が結構大きいと思うのですね。ピンクが例えばもっと鮮やかですと、ちょっと景観的に。

○設置者：濃いというよりも、薄いピンクにはなるのですが、ほとんど一緒です。経緯の話をする、コスモス薬品さんは全国に650店舗ぐらいあるのですが、先ほども言ったように、西の方からこちらの方にどんどん出店を広げてきているのですが、もともとは緑色の店舗だったのです。だから、今も8割ぐらいは緑色の店舗ですけど、実は兵庫県に入ったときに、その緑の色は景観条例でひっかかりまして、それで薄いピンクになって、皆さん、ほとんど今の色でやるということになっています。

○設置者：8割ではないですけど、半分以上がピンクなんですね。緑の方が今は少なくなっていると思います。

○委員：そういうことは、緑も結構鮮やかだったということですか。

○設置者：先ほど説明もありましたように、緑の方が景観条例にひっかかることが多いのです。地域によっては、景観条例で、緑の色はやめてくださいと言われることが多くなってきたのです。ですので、私どものもともとのコーポレートカラーがピンクとグリーンだったので、グリーンの方を採用していたのですが、それがだめと言う地域が多かったので、ピンクの方で展開しているというのが現状でございます。

今はやっぱり景観条例で、ところどころその色合いを変えてくださいと言われることもあるのですが、ほとんどがピンクかグリーンでやらせていただいています。先ほどちょっと説明がありましたように、奈良県でも出店しているところがあるのですが、奈良県については、若干ピンクについては抑えてくださいというふうな御指導はいただいています。

○委員：ということは、湖南省にも、こういう色でということ。

○設置者：はい、そうですね。ここも実は景観条例がかかっていまして、もともとのピンクよりも抑えなさいとか、ほかにはラインがあるのですが、これはもっと太いのを私どもは希望しているのですが、これをもう少し細くしなさいというような御指導はいただいて、それに則って、このような形にさせていただきました。

○委員：はい、分かりました。

○会長：はい。

他、ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員：騒音がかなりオーバーしているところがあって、それぞれ a なら a' とか測ればクリアしているということですが、参考にお尋ねしたいのですけれども、今日お配りいただいた参考資料の中に、騒音発生源の位置というのがありますが、この b のところは高いのですけれども、なぜエアコンの室外機が 1 2 から 1 4 だけ、ここにあるのでしょうか。ほとんどが真ん中の方に置いてあるようだから、そこだけわざわざこっちに置いてあるみたいな印象を受けるのですけれども。

○設置者：全部ここに置きたいのですけれども、実はここだけじゃなくて、離れたところもあるのですけど、このエアコン室外機というのは大きなものじゃなくて、家庭用の小さいもので、それはあまり距離を引っ張れないので、いたし方なく置いているものです。

今回、こちらに道路があって、向かい側も事業所とか工場でございまして、ここに置かせていただくということで、ここまで引っ張れないというのが現状です。それで、ああいう小さいものなので影響も少ないかなというところで、やっております。

○委員：はい、分かりました。

ついでに、e' と今度追加されました場所の、主な音源は何でしょうか。

○設置者：主な音源は、やっぱり夜の 1 0 時以降の車の走る音です。現状は建物が L 字型で張り出すので、実は回折がかかって防音効果があるのですけど、それを見込まないで、直達で行くと考えても、基準は超えないということになっています。

もう 1 つ言うと、実はコスモスさんところは通常は 9 時までの営業なんです。1 0 時以降、1 0 時半とかにお客さんの車がうろうろすることはないのですけども、オープン時とか特売日とか、そういったときに 9 時半ごろまで営業するので 1 0 時までとっていますけども、通常は 9 時なので、9 時 1 5 分ぐらいにはお客様もいなくなるということにはなります。

○委員：そうですか。もう 3 0 分くらい営業時間を短くされたらいいのにと考えていたのですけれども。

○設置者：消費税増税前に 9 時までの届出にしているところで、なかなかお客さんが帰らずに、それは違法に当たるというのを他店舗で一度指摘があったので、できれば 1 0 時までとらせてもらっているのが現状です。通常は 9 時でしまいますので、よろしく願いします。

○委員：はい、分かりました。

○会長：はい、よろしいでしょうか。

他は、ございませんでしょうか。

○委員：よろしいですか。

交通について少しお伺いしたいのですが、今回、国道1号に面して出入口があるということで、そこから右折で出入りするのを防ぐというのはかなり大事だと思うのです。資料では、案内看板等で済ますということですが、なかなか案内看板だけで完全に防ぐというのは難しいかなという気もするのですが、それ以外に誘導員さんを置くとか、そういう対策というのは何かされるのでしょうか。

○設置者：はい。オープン時とか、もちろん整理員もいて、整理員でも誘導するというか、右折はやめてくださいというような誘導になります。

○委員：はい。

関連して、図面を見ると、恐らくこれはバス停だと思うのですが、その切り込みのところに出入口があるような状態だと思うのです。バスのお客さん等も多分ここにおられると思うのですが、そういったものに対する安全というのは何かやられるのでしょうか。

○設置者：実は、このバス停がもうない状態で、ここにはバス路線がなくて停留所がないんです。ただ、これはもともと国の土地になっていて、これを何かすることができないので、こうしているというところで、今は。

○委員：今は、バスは通ってないと。

○設置者②：ないんです。本当は、もう少し図面で右側の方に出入口を持っていてもいいのかなということがあったのですが、もしもまたバスが復活した場合に困るので、国道事務所さんはここにしてくれという御指導があって、今の位置に。今はもう全然バスが走ってない状況です。

○委員：はい。

○会長：他に、よろしいですか。

はい、どうぞ。

○委員：今の委員の質問に関連して、右折・左折の誘導の表示等は、夜間でも識別できるような何か工夫とかはされるのでしょうか。

○設置者：一応、コスモス薬品というような看板ではないですけども、それが見えるような照度はとりたいと思っております。そういうものに光というのを当てないと思いますが、当然見えるようにしたいと思います。

○設置者：当然、乗り入れ口が明るくないとお客様の安全性が確保できないものですから、私どもの通常の店舗だと乗り入れ口付近は最も明るく、駐車場の中でも最も明るくするような仕様になっておりますので、当然見えるということになります。

○委員：はい。

○会長：よろしいですか。

はい、どうぞ。

○委員：このディスカウントドラッグコスモスというのは、冷凍庫がたくさんあったので、商品としてはどういうものを、薬品ではないのですか。

○設置者：ドラッグストアなので一番の主力は薬品で、あと、化粧品とか雑貨とかもあります。それ以外にも、冷凍食品とかペットボトルのジュースとか、お菓子とかお酒とかも売っています。よくこのあたりにもあるドラッグストアと一緒に、そういったものも置いています。その冷凍食品を冷やすために冷凍庫室外機というのがあります。

○委員：普通のスーパーではないので、駐車場の数がちょっと少ないのかなという、イメージ的に。あそこは周りに何にもない、住宅地が少ないので、絶対車でないと無理かなと思ったので、それで質問をしました。

○設置者：ただ、お肉とか魚とか、そういった生鮮三品と呼ばれるものはないので、スーパーとは品ぞろえが当然落ちます。

○設置者：私どもは、基本的に特売とかタイムセールとか、そういったものをやらないやり方なんです。EDLP路線をしているものですから、営業時間の中で波があまり大きくないのです。それで、実際には、これを申し上げていいのかわかりませんが、駐車場が満杯になることはほとんどありません。

○設置者：先着何名とか何個というのはオープン時もないので、そこは他とちょっと違うところです。

○会長：はい。

よろしいでしょうか。

他、ございますか。どうぞ。

○委員：道路No.2の市道円満堂3号線から国道1号に出るときに、信号がないというふうなことをおっしゃっていたのです。これは信号がなくても1号に出るに当たっては、危険性といえますか、そういったものはない状況ですか。

○設置者：そうですね、はい。

○委員：あと、今の道路No.2から裏側を通過して、道路No.3の方にも出ていけるといっていますが、ここを右に曲がると、多分車両通行禁止の方に行ってしまうと思うのですが、それについては右に曲がれませんよというのは、何かは出されるということですか。

○設置者：そうです。一回来てもらったら分かると思うので、そのオープン時とかで告知していけばいいかなと思っています。

○委員：この周辺は工場がたくさん立地していて、先ほど行政の方にお聞きしたところ、物流関係の工場が多いというような情報があったのですが、こちらは大きなトラックとかの出入りはどのような状況でしょうか。

○設置者：大きなトラック、10トン以上のトラックを見たことはないのですが、確かに4トンロングとかは出てきます。地元の説明会のときもそうだったんですけど、工場関係の方が来ていたので、オープン後も仲良くやりましょうということで、「こっちも何か音を出すんですけど、いけるか。」とかそんな話になっていましたので、何かあればまた協議しましょうということにはなっています。

ただ、頻繁には通っていないのは確かです。従業員さんが来て、夕方に帰るといいうぐらいでした。

○会長：他は、ございませんでしょうか。

それでは、他に質問がないようでしたら、建物設置者の方には御退席いただければと思います。どうもありがとうございました。

○設置者：ありがとうございました。

○会長：それでは、時間が押してはいるのですが、ここで一旦休憩にしたいと思います。

今、16時5分ですので、16時10分まで、5分ほど休憩にしたいと思います。

[午後 4時 5分 休憩]

◇

[午後 4時 9分 再開]

3. その他

○会長：おそろいですので、再開したいと思います。

まず、(仮称) マナビインテリアハーツ草津店の届出内容について御審議いただければと思います。

いかがでしょうか。特に何か御意見はないでしょうか。

ここにつきましては、中学生、高校生が通学で自転車を使われるとか、登校時はあまり時間的に関係ないのですが、下校時に錯綜する可能性があります。住宅地も迫っていますので、住宅地の生活道路に車が入る心配なんかもあるかも知れませんが、駐車場の中でいろいろと錯綜するというような心配もあるということが指摘されたかと思えます。それに対して、交通整理員を開業時は五、六名とか、必要に応じた人数を配置するというような検討がありました。

それから、私の指摘したことですが、駐車台数がやっぱり指針をかなり下回っていますし、なおかつ、推計需要率もぎりぎりだということで、臨時駐車場等の整備も検討する必要があるかなというふうに思います。

大きな問題点はなかったように思いますので、「意見はなし」ということでよろしいでしょうか。はい。

付帯意見として、今申し上げたような交通整理員をしっかりと置くという話と、それから駐車場の話、この2点くらいを挙げればいいのかと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうであるとする、今から文面を読みますので、こんな感じで答申案を考えてみてはいかがでしょう。付帯意見としまして、「円滑かつ安全な交通の確保および周辺道路の交通ならびに通行車両による住宅地域への影響を緩和する適切な誘導計画を実施するため、特に新規開店など繁忙日においては交通整理員の適切な人員の配置およびチラシによる周知など、来退店車両誘導の徹底およびその他の適切な方法により十分な交通対策を講じること。特に中高生をはじめとする自転車の安全への配慮、さらに退店車両の生活道路への進入がないといったことへの配慮、あるいは場内の動線が錯綜する危険性があることから、場内の安全に対する配慮等を特段講じてほしい。」というような文面で、いかがでしょうか。

それから、信号現示を一部集中制御するという話はあったのですが、ちょっとオーバーしているところもありましたので、「渋滞等の問題が予見される場合または生じた場合には、必要に応じて建物設置者が地域住民、道路管理者および交通管理者等関係機関と協議し、適切な対策を速やかに講じられたい。」という文言を、追加で入れてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい。

じゃ、2点目としまして、「今回の届出における駐車台数は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の基準を下回る駐車台数になることから、駐車場の収容台数に不足が想定される場合、または不足が生じた場合には指針の必要台数を尊重し、速やかに臨時駐車場等を確保されたい。」ということで、一部既に未利用地のところに、そういう算段を付けられているようでしたけれども、そういったことも含めて対応していただきたいというような付帯意見ですが、こういった文言でいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○委員：南の空いている駐車場の利用についても、第2番目のその他意見に関連して、やっぱり配慮すべきというのを入れておいた方がよろしいのではないのでしょうか。

○会長：臨時駐車場の確保の方策としてでしょうか。

○委員：使うということで利用する計画があるわけですから、配慮しなさいということにして、やっぱり駐車場が少ないということで、ちょっと文章が難しいかも分かりませんが。

○会長：ただ、相手のある話なので、そこにしなさいというふうに言い切るのもちょっと難しいかなということがあると思うので、臨時駐車場を確保したいという話については。

○委員：それは、もう全然問題ないなら別にして、そうすべきだと思うのですが。

○会長：それで、この審議会の役割というか、問題が大きいときには意見を付けるということになりますが、大きな問題じゃないけれども、心配される場合には、今回は付帯意見を付けると。さらに、この審議会の議事録が公開されるのですね。その中で、先ほど建物設置者の方が、例えばああいう場所を想定して、駐車場を確保したいということを表明されているので、それも議事録に残ります。それはホームページ上で公開されますので、それも一つの制約になってくると思うのです。

ということもありますので、付帯意見については地主もある話ですので、ここにしなさいとまでは言い切るのは、ちょっと難しいのかなと。

○委員：先ほどの発言は、ちゃんと議事録に残るということですね。

○会長：そうです。

○委員：分かりました。

○会長：そういうことで御了解いただければと思いますので、付帯意見の方は「速やかに臨時駐車場等を確保されたい」というふうに文言を入れたいと思いますが、どこにするというところは特定しないようにしたいと思います。

よろしいでしょうか。はい。

それでは、マナビンテリアハーツ草津店については、今のような形にいたします。

続いて、(仮称)ドラッグコスモス夏見店の新設届出についての審議をしたいと思えます。

これについて、何か御意見はありますでしょうか。

先ほどの話では、騒音について超過しているところが、建物側ではないのかもしれませんが、境界のところではあるということがあります。それから、右折については、実際国道1号から直接入ろうとするとか、あるいは無信号の交差点をきちんと認識して入れるかどうかとか、そういったところが心配であるという話がありました。それから、景観についてはピンクといっても、落ち着いたピンクの色ですし、それほど大きな問題ではないのかなというふうに思いますので、騒音と右折入出庫の話ですね。この2つのあたりの問題が中心かなと思いました。

ということで、大きな問題はないかなと思いましたので、まず「意見はなし」ということでよろしいでしょうか。はい。

付帯意見といたしまして、騒音の問題と右折のところの問題を付けたらどうかということで、いかがでしょうか。

それでよろしいといたしますと、ちょっと文案を申し上げます。「騒音の夜間最大値が基準値を超過する地点があることから、近隣住民から騒音をはじめとする苦情や意見が出た場合には誠意を持って対応協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。」というような意見、将来土地利用が変わる可能性もありますし、近くに住宅ができるこ

ともあるかも知れません。そういうことに対応して、こういった付帯意見を付けてはどうかと。

それから、右折の問題ですけども、「出入口②に面する道路は片側1車線ですし、右折での入出庫可能としているため、交通整理員の配置とか経路誘導看板の設置および路面標示を行うなど、来退店車両誘導の徹底およびその他の適切な方法により、出入口の入出庫方向の実効性の確保対策および十分な交通安全対策を講じられたい。」といったような文言を、付帯意見として付けるということで、いかがでしょうか。

この2つを付けるということで、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、以上ですべての案件の審議を終えました。

それでは、今、審議しました結果を滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規程第7条第1項に基づき、知事へ答申いたしますので、御了解願います。ただし、知事への答申文の案文につきましては、後日改めて委員の皆様にも御覧いただいた上で答申するというので、よろしいでしょうか。ちょっと文言の整理をする必要もあるかもしれません。

3. その他

○会長：それでは、その他、事務局から報告があればお願いしたいと思います。

○事務局：はい。私の方から「次回審議会の審議または報告予定案件」等を説明させていただきます。

資料の28ページ、資料4を御覧いただきたいと存じます。横長でございますけれども、表に3件ございますが、新設が2件、変更が1件で、いずれも次回の審議会において御審議をお願いしたいと考えてございます。

まず、表の左です。甲賀市水口町東名坂にございますアル・プラザ水口1の変更届出でございます。この店舗は国道1号と県道大野名坂線に接して立地をしておりますが、この両道路に接続する市道の建設に伴いまして、出入口の位置を変更し、また駐車場の利用実態を踏まえて、駐車台数を減少しようとするものでございます。

29ページの方でございますけれども、審議会の議決を経ない報告案件の判断基準の事務的整理というペーパーを付けさせていただいております。本審議会は、大規模小売店舗の設置者による生活環境の保持のための適正な配慮に関する重要事項につい

て調査審議をいただくというものでございますので、このペーパーによりまして、報告案件とするもの、または審議案件とするか報告案件とするかを会長に御判断いただくもの、その判断の基準を項目ごとに整理をさせていただいております。

駐車場台数の減少につきましては、①から⑩のいずれにも該当いたしませんので、次回に御審議を賜りたいと考えております。

次に、真ん中の、彦根市西今町で新設予定のクスリのアオキ西今店でございます。設置者は石川県に本社を置く株式会社クスリのアオキで、医薬品等を扱うドラッグストアでございます。

最後に、大津市柳が崎の敷地に新設予定の（仮称）西大津商業施設計画でございます。設置者は東京都に本社を置く大和情報サービス株式会社でございます。店舗は生活雑貨等を扱いますドン・キホーテでございます。こちらは24時間営業を予定しております。

この3件の御審議、よろしくお願ひしたいと存じます。

次回の審議会でございますが、2月中旬で調整をさせていただければというふうに考えております。後日、日程を照会させていただきますので、どうかよろしくお願ひを申し上げます。

私からの説明は、以上でございます。

○会長：はい。

ただいまの事務局の報告について質問等があれば、お願ひします。

はい、どうぞ。

○委員：次回の審議に向けて、交通の現況調査をもう少し統一的にした方がいいんじゃないかと、資料を見ていて思いました。

というのは、例えば今日の審議を見ていて、マナベの方は11ページを見ると、現況の交通量調査は、いわゆる自動車車両だけを調査しているのですね。そこから現況の多分交通量から誘発しているものをオンして、予測とかしているのですが、先ほど会長の方から御指摘のあったような、歩行者とか自転車の情報が全くないまま評価せざるを得ないということです。

今回、コスモスさんの交通報告書の27ページを見ると、歩行者類通行量調査集計表に歩行者、自転車ときちんと載っていて、ああいう国道でしようから多くはないと

いうのがはっきり分かる訳ですけれども、そういったベースになるものを統一的に出してもらえるように、事務局の方で指導した方がよろしいんじゃないかと思いました。

あるいは、そういうガイドラインとか何かあるのであれば、それに従っていただくということが必要じゃないかと思いました。

以上です。

○会長：はい。

その辺、いかがですか。一律に、そういうふうに求めることができるものですか。

○事務局：まず、交通量調査につきましては交差点の需要率とか、例えば容量比について、どのような数字が出てくるかというのが一番大きな調査のポイントでございますので、そこを見るための情報として整理をさせていただいているというところがございます。それから、交通工学研究会が交通量予測の考え方を引っ張ってきて整理をさせていただいているというところがございます。

ということで、基本的には車両の通行量を一義的には見るのかなというふうには思っていますが、確かに自転車とか歩行者の安全性という観点で、どこまで言えるのか、もう少し整理をしまして、検討はさせていただきたいと思います。

○会長：現地視察をして自転車等の通行量を見てみたいとか、いろんなことをこれまではしてきたことはあるのですが、特に自転車なんかの場合、単なる通行台数だけではなかなか危険性というのは把握しきれないところもあるので、必要に応じて、そういった現地視察もやっていますが、その辺も、一律に求めるのは難しいかもしれないなという感じがします。

○事務局：一つは設置者側にあまり過大な負担をかけるということとのバランスについては、検討する必要があるかなというふうに考えてございます。

○委員：今回は、何の指導もなしに、マナベは歩行者、自転車は調査せずに、コスモスさんはそこまでやられたという、たまたまそういうことになっているというだけですか。

○事務局：そういうことです。

○委員：はい、分かりました。

○会長：その辺も、整理が必要かもしれません。

他に、ございませんでしょうか。

それでは、なければ、本日の会議は閉会としたいと思います。

4. 閉会

○事務局：本日、大変長時間にわたりまして熱心に御審議を賜りまして、ありがとうございました。

次回は2月ということですが、改めまして日程の方の調整をさせていただきます。また御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日は、大変ありがとうございました。

[午後 4時29分 閉会]